

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 青森県八戸市大字市川町字和野前山17番地17

氏名 株式会社八戸急行 代表取締役 北上 幸康

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する

岩手県知事 達 増 拓 也



許可の年月日 平成26年 1月 8日

許可の有効年月日 平成31年 1月 7日

1. 事業の範囲

(1) 産業廃棄物の種類

取扱う産業廃棄物 (自動車等破砕物であるものを除く。)

・廃プラスチック類

・紙くず

・木くず

・繊維くず

・金属くず

・ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず

以下余白

(2) 積替え・保管を含むもの

無

以下余白

2. 許可の条件

以下余白

3. 許可の更新又は変更の状況

平成21年 1月 8日 当初許可

平成26年 1月 8日 更新許可

平成27年 5月14日 変更届出書受理 (代表者を北上敏夫から変更したこと。)

以下余白

4. 積替え許可 (盛岡市の許可) の有無 無

以下余白

5. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 無

以下余白